

# 上山市議会会議録

第481回定例会

決算特別委員会

(平成29年9月29日)

平成29年9月29日（金曜日）

### 本日の会議に付した事件

- 議第43号 平成28年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議第44号 平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議第45号 平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議第46号 平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議第47号 平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議第48号 平成28年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

### 出席委員氏名

出席委員（15人）

守岡等	委員	井上学	委員
中川とみ子	委員	高橋恒男	委員
谷江正照	委員	佐藤光義	委員
枝松直樹	委員	浦山文一	委員
坂本幸一	委員	大沢芳朋	委員
川崎朋巳	委員	棚井裕一	委員
尾形みち子	委員	長澤長右衛門	委員
高橋義明	委員		

欠席委員（0人）

---

### 説明のため出席した者

横戸長兵衛	市長	鈴木英夫	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局長
鈴木直美	市政戦略課長	金沢直之	財政課長
舟越信弘	税務課長	土屋光博	市民生活課長
尾形俊幸	健康推進課長	武田浩	福祉事務所長
富士英樹	商工課長	平吹義浩	観光課長

前	田	豊	孝	農 林 課 長 (併)農業委員会 事務局 局長	藤	田	大	輔	農業夢づくり課長
近	埜	伸	二	建 設 課 長	秋	葉	和	浩	上下水道課長
齋	藤	智	子	会 計 管 理 者 (兼)会計課長	佐	藤	浩	章	消 防 長
古	山	茂	満	教 育 委 員 会 教 育 課 長	太	田		宏	教 育 委 員 会 管 理 課 長
加	藤	洋	一	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	井	上	咲	子	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
鏡		裕	一	教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	板	垣	郁	子	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
花	谷	和	男	農 業 委 員 会 会 長	大	和		啓	監 査 委 員
渡	辺	る	み	監 査 委 員 事 務 局 長					

---

**事 務 局 職 員 出 席 者**

佐	藤		毅	事 務 局 長	遠	藤	友	敬	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	後	藤	彩	夏	主 事

---

**午前10時00分 開 議**

---

**開 議**

○坂本幸一委員長 おはようございます。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

---

**議第43号 平成28年度上山市  
一般会計歳入歳出決  
算の認定について**

○坂本幸一委員長 本日は、昨日に引き続きまして、平成28年度上山市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

それでは、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項学校給食費について、質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 2項及び3項の小中学校就学奨励費の扶助費、いわゆる就学援助についてお尋ねします。

本市でも平成28年度に就学援助制度が活用されて、小学校で約640万円、中学校で770万円支給されています。この就学援助制度は

生活保護基準の1.45倍を所得基準として支給されているようですが、子どもたちが安心して学校で学べるセーフティーネットとしての役割はますます重要になってきていると思われま

す。  
しかし、特に保護者のほうから、入学する際の制服代や体操服など入学準備の多額の費用が家計を圧迫する中、現在の就学支援制度では申請認可の後で実際に振り込まれるのが7月となっておりまして、これをぜひ入学前に支給してほしいという切実な声が寄せられています。

こうした中、平成29年3月31日に文部科学省の初等中等教育局長の名前で通知が出されまして、新入学児童生徒学用品費等の拡充や支給時期についても、中学校は入学前でも可能であることを明示しまして、小学校についても交付要綱を改正して入学前の支給を可能にしていると伺っています。

こうした通知を受けて本市でも入学準備金の入学前支給を行う必要があると考えますが、見解をお示しく下さい。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 結論から申し上げますと、今現在は考えておりません。

委員おっしゃるように他県でもそのことを実施しているところはございますが、やはり山形県の場合、3月31日の正午現在で入学する子ども数をはっきりさせまして教職員定数などを割り出しております。したがって、それ以前に支給するという事は、その前に必ず子どもが上山市に存在するということを確認する作業が必要でございます。

就学援助に関しましては、入学前のいろいろなものがあるのはわかりますし、必要なことだとは思っておりますが、そういった物理的な側

面で保証をどうするかというところでまだ検討の余地があると思います。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そういふ何か形式的な理由はわかりましたけれども、普通に考えればそういう困っている家庭があつて、例えば4月1日の段階でその辺の実際に入学するかどうかというのはわかるわけで、ちょっとした行政のやりくりでその辺はカバーできるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 確かにその点検討の余地はあると思います。したがって、今現在は考えておりませんが、他県のやり方、実施しているところのやり方を今後研究していきたいと思ひます。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 ぜひよろしくお願ひします。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 教育費の教育指導費についてお尋ねいたします。

学力検査ということの委託料278万4,220円というようなことでありますけれども、この本市の学力の現状も含めて、課題といったこともどういふ状況なのか、まずお示しく下さい。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 学力検査委託料に関しましては、NRTという全国標準学力テストがございまして、偏差値でいいますと50.0が全国平均でございまして、その前後に各教科で推移している状況でございまして。

あと、それとはちょっと違ふんですけれども、全国学力・学習状況調査では、国語に関しては

全国を上回っている。ただ算数・数学に関しては、特に応用の部分で課題がございますので、今後そこを克服するような方向で考えております。

○坂本幸一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 本市の特色あるというか、それよりも成果の説明の中ですけれども、その中に、満足型学級の形成というようなことが10ページをお開きいただくと書いてあるんですけれども、この確かな学力というようなところの部分で、年2回昨年も実施したというようなことでありますけれども、これが学力にどういうふうに結びついているかというようなことも含めて、それから、その中に先生の担任力、教科担任の担任力、そういったものの改革も推進されるというようなことであつたと思うんですけれども、そういった指導も含めてどのように推移なされたかということも含めて、この結果、どういうふうこれから学力向上に取り組むかというようなことについてお願いしたいと思います。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、確かな学力に関しましては、学校教育法30条によりまして、点数だけでなく意欲や表現力なども含まれております。

したがしまして、委員がおっしゃった学級の満足度ということに関しましては、やはり学級の中で居心地がいいかどうか、安心して学習ができる状況かどうかということ、Q-Uテストで年2回検査をしまして、担任が客観的にそれを見て指導に生かしているところでございます。

そういう中で、担任力というのは、授業力や生徒指導能力、特別支援能力という3つの種類

に分かれるんですけれども、その3つをいろいろな研修や、今申し上げたQ-Uテストの中で担任が自己分析しながら、わかる授業、楽しい授業をつくっていくことを今目指しているところですよ。

○坂本幸一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 教科の部分だけではないということで、豊かな人間性というようなことも育む、社会性も、当然それは必要なことではありますけれども、やはり本市の魅力発信というよりも、学力向上についてはやはり課題があるというように認識しているわけですが、そういったところで平均値以上の推移をやはり市民の皆さんというか、今、子育て中の皆さんは大変期待しているというようなところもございます。

そういったところで、これから分析、力を強めていくというようなことを今後どういうふうに進められていくかということ、もう一度伺います。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今おっしゃった内容は大きく2つに分かれると思います。1つは応用力、もう一つは基礎力ということに大きく分かれると思います。

応用力に関しましては、今推進している学び合いの授業を今後も深く研究の視点として位置づけていきたいと思っております。

あと基礎力に関しましては、もちろん応用力が高まりさらに授業が楽しくなると基礎力に結びつくわけですが、その中に家庭との連携、つまり家庭学習などの授業以外の分野も含めながら、やはり整合性をとって総合的に学力が上がるように考えております。

○坂本幸一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 教育の多様性といったものも含めて、社会性もあるわけでございますけれども、やはり子どもたちのますます環境づくりがより推進されるようお願いしたいというふうに思っております。

上山市は2015年に上山市子ども読書推進計画を立てておまして、平成25年度から平成29年度で計画の一通りのことが、その後どうなるかということも含めて、本の出会いとか知る楽しさとか、もう既に豊かな心を育むという、この5年間でやられた実績ということも含めてお示してください。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、読書に関しましては、全ての学力の基礎を育むものとして重要な位置づけと捉えております。

それで、各学校の判断により読み聞かせや読書活動などをまずやっていることが1つ。もう一つは、司書教諭を集めて、生涯学習課と連携しまして図書館での研修会、あとは学校にある図書館そのものをレイアウトを工夫するなどの研修会をしながら、子どもがより本に親しむような取り組みでやってきました。

その結果、まず、校長の話によれば、読書に向かう子供はふえつつあるということです。しかしながら、これは何か結果が出たからやめるという問題ではございませんので、今後も全ての教科の基礎として推進していく方法を研究してまいります。

○坂本幸一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 今ちょっと1点、平成25年から29年までの5年間の計画の後の、その後をどうするかということをお答えいただいております。お答えください。

それから、読書と学力の関係そういったもの

も含めてお答えいただきたいのと、それから、今後どのようにして子どもたちの読書推進を、均等というわけにはいきませんかでしょうけれども、やはり本市の特色ある読書推進計画ということもありますので、その辺のところも含めてお答えください。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、読書推進計画に関しましては、今後継続する方向で考えております。

2つ目、読書と学力の関係は具体的な研究成果はございませんが、読書を進んでする子どもは総合的な学力もアップすると、それは各教師の中で感じておりますので、重要な位置づけとして今後推進していきたいと思っております。

○坂本幸一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 学校図書室の経営についても大変図っているというようなことでありますので、それは本当に期待したいというふうに思っております。

やっぱり学校図書司書といった配置がきちつとなされていると、そういった環境の整備も整うというようなことでありますけれども、それが充実しているのかどうかということも含めて、やっぱり大変子どもたちの成長を支える側として重要な拠点、それから居場所づくりというようなところになっているはずです。

そういったところも含めてこの計画の中にもぜひ取り入れていただくとともに、やはり学校図書司書の向上ということも含めてでしょうけれども、今大変研修をしたりしてそういう水準を上げているというようなことでありますので、引き続きそれは私たち望むところでございますので、ぜひ子どもたちの環境というところ、居場所づくりというところを重点的にお願いした

いというふうに思っております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
井上学委員。

○井上 学委員 10款2項2目のスクールバス運行事業についてお聞きいたします。

冬期においてですが、通常は運行していないところに危険があるというふうなことで運行の要望があった地域があると聞いておりますが、そういったところに平成28年度において運行しているかどうか、お聞きいたします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 基本的には統合をした学校に関しましてはスクールバスを配置するというので、そうではない地域から要望があったことに関しては、ちょっと私知り得ておりません。

○坂本幸一委員長 井上学委員。

○井上 学委員 では、統合があった地域で、具体的に言いますと宮川小学校学区で大門、菖蒲地区ですけれども、そこから冬期が危ないというふうなことで運行要請が、ちょっとPTAなのか保護者会なのか学校側からなのかかわからないんですけれども、あったと認識しているんですけれども、それに対して対応なされたかどうか、ちょっとお聞きします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 どのようなレベル、場面での要望かわかりませんが、私は対応しておりません。

ただそういったことがあった場合は、特に旧東小学区の方の距離と、あとは旧本庄、旧宮生小学区の距離がちょっと不公平だという話は聞いたことがございますけれども、その点に関しましてはお応えしていない状況でございます。

ただ遠距離の補助ということをして、山

交バスの利用等で以前話はしているところでございます。

○坂本幸一委員長 井上学委員。

○井上 学委員 わかりました。ぜひ危険というふうな、冬期に限ってというふうなことで私話を聞いていたもので、ぜひその辺の安全確保ということで今度御検討を、スクールバスなのか既存の交通機関を使うのかはありますが、本当に安全確保という部分を検討していただきたいということと、あと、スクールバスの運行について今後見直しというか、そういったことを平成30年度以降お考えがあるかどうか、お聞きいたします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今現在はございません。ただ、市内全域で平等性とか、いろいろなほかの要望もございしますので、聞き取りをきちんとして耳は傾けていきたいと思っております。

○坂本幸一委員長 井上学委員。

○井上 学委員 わかりました。現在ないというふうなことを了解いたしました。

聞き取りということですが、やはり保護者の方のこととか、子どものことを一番に考えた対応を望みます。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高橋義明委員。

○高橋義明委員 194ページの下のほうですけれども、外国人等子ども日本語習得支援事業、そして外国人英語指導助手招致事業の実際の事業内容、そして、その内訳についてまずは質問いたします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、子ども日本語習得支援事業に関しましては、これは発生した場合対応するというので、平成28年度1名

の中国からいらっしゃった子どもに対して、授業中、中国語と日本語を話せる指導員を配置しまして、授業がわかるように対応したという内容でございます。

あとは、外国人英語指導助手招致事業費に關しましては、平成28年度は非常勤1名、あとはJETから導入した2名、合計3名。途中から1名が不在になりましたけれども、途中からは2名体制で各小中学校に配置して、授業のTTとして生かしております。

○坂本幸一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 まずは、中国人に対する手当てのほうを迅速にやられたということは大変ありがたいことだというふうに思っております。

これまでもこの外国人の英語指導助手に關しては常時2名以上の体制でこられたはずだというふうに思いますけれども、これまで上山の文化にも溶け込んでいただきまして、子どもたちとの触れ合いも十分なされているというような光景を目にしておりまして、非常に好ましく思っているところです。

今後、現在小学校に入る前の児童から含めての英語の教育のあり方などが実践的にも進んでいるというような状況で、上山市におきましては観光情報・交流施設をつくり、そして2020年のオリ・パラのホストタウンにもなっているという中で、子どもの英語力をどう高めていくかというのも1つの課題ではないかというふうに思っているところです。今後の英語教育の方針についてお願いいたします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今後、もちろん英語教育、英語力は大事になってくると思います。そのために、先ほどALTの配置で小中学校と申し上げましたが、授業中だけでなく、休み時

間に一緒に遊ぶとかいろいろな行事に参加をして、英語を教えるのではなく英語を使って一緒に活動する、そういったことから本物の英語力、そしてコミュニケーション能力が高まると思っております。

したがって、今後、勤務時間の関係はありますが、授業はもちろんそれ以外の活動と一緒にさせることが、今後上山の子どもの英語力向上に必ず役立つと感じまして、それをできる限り実践していきたいと思っております。

○坂本幸一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 方向性が示されたところでございますが、英語力の強化策としてALTの人数の増加、あるいはこれらのカリキュラムに直接かかわることだと思いますので、単元の関係で非常に難しい問題はあるかと思っておりますけれども、そういう人数の増加あるいは時間の増加等を考えていければお願いいたします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 増員に關しましては、今現在は考えておりません。

しかしながら、小学校3・4年生に今度入ってくるということ、あとは、各学校が配置されたALTをどのように活用していくか。やっぱり効果的にやることが重要だと思いますので、今後各学校の英語担当の職員から話を聞きながら考えていきたいと思っております。

○坂本幸一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 今ありましたように、学年が幅広くなるということからすれば、当然人員の強化も考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、それに期待いたします。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。



**○枝松直樹委員** 今ほど高橋委員からもあったことについて、続けて質問したいと思います。

A L Tのことですが、私は、日本人に英語が身につかないのは使う場面がないからだと思っています。学校で例えば1コマ勉強してきても、うちに帰ったら日本語をずっと使っているわけですから、週何回か仮にあったとしても、これは興味、入り口に立たせることはできます。だけれども、実践的な英語にはほど遠いと思っています。ですから、今A L Tをふやす予定はないと、ただ授業以外でもA L Tと接するような機会を設けて話す機会をふやすような答弁があったかと思いますが、例えばフィリピンなんかだったらタガログ語と英語と公用語が2つありますし、ドイツだって両方しゃべりますよね。

日本のこの現状を直すために、よそがやるからやっているとということではなくて、もうちょっと効果的な実践的なものがないかと思っておりますが、その件について、今答弁は既にされているんですけれども、私が言っている使う機会がとにかく余りにも少ないと、それではA L Tが何人いても意味がないということについて、どうお考えになりますか。

**○坂本幸一委員長** 学校教育課長。

**○加藤洋一学校教育課長** まず、英語指導には大きく研究のレベルで2つあります。一つは第2公用語として教える英語と、もう一つは外国語として教える英語。両者の違いは、社会全体が第2公用語に英語を使う環境にある場合と、そうじゃない場合というふうにカテゴリーが分かります。

日本の場合は後者になると思われま。その際、一番大事なのは文化を教えるということになっております。つまり、英語をただ技術的に教えるのではなく、環境の中で、場面の中で使

える英語をどう教えるかということだと思いません。

したがいまして、授業の中にその場面を設定したものを多く持っていく。そして、先ほど申し上げたとおり、可能な限り英語を利用して活動をとにする、そんな機会をふやすことを今後各学校とともに考えていきたいと思っています。

**○坂本幸一委員長** 枝松直樹委員。

**○枝松直樹委員** かつてはペンフレンドクラブ、P F Cなども結構盛んな時期がございました。大分前の話ですけれども。手紙を書く。それでそれを先生から添削をしてもらって、向こうから返ってくる。自分で理解できないところはまた職員室に行って先生から見てもらってと、これは非常に効果的なことだったと思っています。そういう学習活動を今現在やられておられますか。

**○坂本幸一委員長** 学校教育課長。

**○加藤洋一学校教育課長** 平成28年度からA L Tが学校の中に箱を置きまして、いわゆる相談箱ではないんですけれども、英語で交流するというようなことは平成28年度から実施しております。ただそれはいろいろデメリット、問題もございますが、英語を表現したい子どもが直接A L Tと手紙を通して触れ合うという活動はしております。

ただそれ以外の校外との活動は現在していない状況でございますが、今後、いろいろしなければいけないことが学校にたくさんございますので、その本当にしなければいけないことをまずした上で、今のようなアイデアはぜひ生かさせていただきたいと考えます。

**○坂本幸一委員長** 枝松直樹委員。

**○枝松直樹委員** わかりました。

それでは、そういった一生懸命英語教育をさ

れている観点から、きのう庶務課長から回答もらったホームページの話ですが、英語バージョン、これも悲惨な結果でしたので、ちょっと英語教育に携わる者としてどう考えるか伺いたいのですが、例えば今議員の紹介ですけれども、15人います。15人の数字は1、2、3、4、5と算用数字なんです。しかし、なぜか4番はfourと英語で書いてある。5番five、10番はten。算用数字であとは書いてあるんですよ。

15人の名前、誰ひとりとして正確なものはないです。これはもう当然です。そんな能力は機械にはありませんから。金生、金に生まれるですからkinsei。同じです。

このレベルで、議会の紹介で写真は間違いなく自分の写真ですが、載せられてもはた迷惑というか、この間違っただけを教育者として許せますか。教育長、いかがですか。

○坂本幸一委員長 教育長。

○古山茂満教育長 間違っただけは許せません。

○坂本幸一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 そういうことで、これは15人のうち、固有名詞はまず間違ってもしょうがないと思いますけれども、算用数字15人のうち10人で、あとは英語表記だったりね、これはもう本当にひどいんです。上山市と書いてないんですから。神様の山の……まあ、後で見てください。

このことほどさようにそのレベルなんです、翻訳なんていうのは。これだったら私はないほうがいいということで、韓国語、中国語も閉鎖をし、英語だったら、全部のページは大変でしょうけれども特定のところだけを訳すとかということもあるし、逆になくてもいいと思っています。

子どもたちも、昔から教育の現場で小説の一

節あるいは詩を教材に使うこともある。今度は例えば市のホームページを英語で訳したのを見てみましょうなんていうことで、もし教員が使おうとしたら、何じゃこりゃということにもなるわけです。

ですから、国際観光都市とまではいわなくとも、これから英語に力を入れてインバウンドに力を入れていくという姿勢として、もう少し正しいことを伝えていくというそういう発想が私は求められると思いますけれども、市長からも一応どんなもんか伺っておきたいと思います。

○坂本幸一委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 きのうからるるいろんなことが出てきておるところでございますが、国際化時代という中ではやっぱりきちんとしたものの表現をしていくということが大事だと思います。

実はけさテレビの報道がありまして、長野県の伊那市かな、そこが中国人の方々が来て大変潤っているといいましょうか、そういう報道がありました。その中でやはり何がツールになっているかという、スマホでした。スマホを通して全然日本語ができない中国人が来て、それで農家民泊というんでしょうかね、そういうことをやっておりましたが、やっぱりそういういった意思を通じる、あるいは通すというツールはいろいろあるかと思いますが、ただやっぱり公用語といいましょうか、英語といいましょうかね、日本語もそうですが、やっぱりきちんとしたものをやらなければならないというのは当然だと思います。

ですから、やっぱりきのうからの議論の中では、いろいろ不都合なことがあったり、あるいは表示が正確でなかったりということがありますが、やっぱりここはきちっと直していく

必要があるんだろうなというふうに思っています。

ですから、現時点においてはそういったいろんな方、そういったことで頼ってといてまいしょうかね、そういう表現をしておりますが、やっぱりここはきちっとしたものにしていきたいというふうに思っています。

○坂本幸一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 恐らくコミュニケーションツールとしての翻訳機は8割方正確に伝えることはできるかもしれませんが。短いセンテンスであれば。

ただやっぱり市政情報とかこういうものは、もうとてもじゃないけど機械には頼ることはできないということが今回私もわかりましたので、十分その辺御検討いただいて、やっぱり上山市の名折れだなんて私も言われて悔しく思ったんですが、現実にはそういうことが発生しておりますので、どうぞよろしく是正のほうをお願いいたします。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 教育費の196ページの中のスクールソーシャルワーカー活用事業費の中で伺いたします。

たしか平成28年度にスクールソーシャルワーカーという方をお願いしていたと思いますが、この方が、言い方がちょっと余り的確でないと思いますが、活躍したというときはあったのでしょうか。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 活躍はしております。

ただ配置した学校が問題行動がとても少なかったということで、本来なら各関係機関との窓口となる役割が力を発揮できなかったというこ

とが平成28年度ございました。平成29年度は配置がえをしております。

○坂本幸一委員長 中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 そうですと、ことしこの活用事業というのは予算に組んでありましたっけかね。

それで、今、いじめや不登校ということではいろいろ学校に行っていない子どもも多いというふうに聞いております。この方は社会福祉士という資格がないとできないということではあるんですが、今もこの方がスクールソーシャルワーカーとして仕事をしてくださっているか、ちょっと確認のため伺います。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今、私が申し上げたのは市費のスクールソーシャルワーカーの件でございます。

実は平成28年度県のほうから配置されているスクールソーシャルワーカーがおりまして、その方に関しましてはさまざまな福祉の資格を持っておりましたので、そういった窓口で活躍していただきました。

○坂本幸一委員長 中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 市のほうで今スクールソーシャルワーカーとしていらっしゃる方はいないということではよろしいんですか。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 平成28年度もおりましたし、平成29年度もおります。

○坂本幸一委員長 中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 子どもたちのためにぜひその方の活躍を期待したいと思います。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 小中学校耐震化ということで、

204ページは中学校の耐震化事業となっています。

4,576万5,000円の総事業費ということで、構造体ということで、校舎及び屋内運動場等の耐震化は平成28年度をもってこの金額をもって完了をしたというふうにいただいた資料に載っております。

そこで、今後の方向性も載っておりますが、旧西郷第二、旧本庄小学校、あと旧宮生小学校、今後使ってもらいにしてもいろいろ耐震化の問題とかもあると思うのですが、このままほったらかしにしておくのか。本庄に関しては耐震化がなっているとは思いますが、今後どうしていくのかという方向性をちょっとお示し願います。

○坂本幸一委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 統廃合になって今使われている校舎の今後の方向性ということでございますけれども、以前も議会の中で出ておりましたけれども、基本的には地元の意向を確認をして、その意向に沿った形で活用していきたいということでございますが、耐震化になってないところもありますので、そういったところについてはなかなか、例えば宮生小学校の旧校舎の部分は難しいのかなというところがございます。

○坂本幸一委員長 大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 ですと、使わせる使わせないに関係なく宮生のほうは難しいというお答えですが、それこそ本当に前からお話ししているんですけれども、地区の方の意向ということで、これも何回も多分常任委員会等でもお話とかもさせていただいておりますが、地区の方々からは市の方向性を示してくださいと、使い方に関して、そういった話し合いをしてくださいというふうに、議会としてもお願いしているはずですし、まず議会報告会などで本庄なんかに行き

ますとその都度言われて帰ってくるのですが、そういった話し合い等もしっかり行っているんでしょうか、今まで。

また今後、そういった答えが返ってくるわけですから、する見込みがあるのでしょうかけれども、早急にしていただきたいということで、そういった話し合いをなされていたのか、今後するのかということでお聞きいたします。

○坂本幸一委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 現在、そのような話し合いを設けてはおりませんけれども、今後そういった方向で努めてまいりたいなというふうに思います。

○坂本幸一委員長 大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 もう二、三年前からこういう話は出ておりますので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 英語教育についてお伺いします。

特に先生方のほうのレベルアップのほうはどのような状況になっておりますでしょうかということと、あと、特に中学校ですか、英検、漢検などの検定についての取り組みの状況、あと、受検者数もどのくらい、数字でなくてもいいですけれども、どのくらいの生徒が受検なさっているかどうか。その辺を教えていただければと思います。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、英語教育のレベルアップに関しましては、文科省から説明を受けてきた教員が、いろいろ研修をする県の会議に悉皆研修として参加をさせているところです。

あとは、市の教育研究会の英語部会がごさいますので、そこに講師を派遣して研修を行ってレベルアップを図っている、それ以外にももちろん学校の指導を行っているところです。

英検に関しましては、3つの中学校各校で実施しておりますが、その形態は学校でやる場合と自主的に任せるということでそれぞれの学校で違っておりますが、全部の学校で実施しております。

なお、そのパーセント、何%受けているかというのは把握しておりません。

○坂本幸一委員長 棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 先ほどの英検の話ですけれども、学校でやらないということは、いわゆる団体ではないということで、一般の受験会場に行くことになると思うんですけれども、山形市内になると思いますけれども、やっぱりそうになってしまうと受験の機会というのがなかなか奪われてしまう感が否めないと思います。

ですから、大学入試のほうでセンター試験が様変わりして、そういう英検などの試験も導入されることも予想されていると思いますので、やはりそういう受験の機会というのをそれぞれの中学校で平等に与えてほしいと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 英検を各学校でやる場合に、放課後を使ってやっている状況でございます。つまり授業の中ではできるものではないという判断でございます。

ただおっしゃるように機会均等といいますか、機会をふやすという点では、今度の校長会で話題を出しまして、まず校長の考え方を聞いてから、今後やはりこの世の中では英検の受験というのは1つ大事な要素でございますので、研究

してまいります。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 教科書の採択について伺います。

本市では採択地区として、山形と一緒にということになっていると思います。平成27年と平成29年その採択というのが検討されたと思うんですけれども、予算の執行として平成28年度その採択地区の中で本市のどういう取り組みがあったのかについて、採択なかった年だったのか、その部分についてお示してください。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 平成28年度は採択協議会がございませんでしたので、予算の執行はございませんでした。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 その採択に当たる前に、例えば閲覧機会が設けられているというふうに思います。教育事務所とそれぞれの自治体という部分で設けられていると思うんですが、例えばその教科であったり対象であったりによってその数というのが違うと思うんですけれども、例えば上山市で教科書を閲覧する機会を設けた場合に、その閲覧してくださる数というのは大体どれぐらいなのかについて、正確な数字でなくても構いませんので、お示してください。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 平成28年度はそういったものがなかったんですけれども、ことしありまして、約60名の方が閲覧しているという状況です。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 先般、常任委員会のほうで、平成30年度の道德の教科の際使用する教科書

が決まりましたと。それで、山形市と一緒にあってその採択をするわけでありませけれども、その教科書を選定するに当たって、例えばどのような意見が出たのかという部分についてお示しいただきたいなというふうに思うんですけども。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、道德に関しては、大きく今まで領域だったものが教科に変わるということで、中身が議論する道德、つまり上から今まで価値観をやや一方的に教えていた価値観を、子どもが生活の中で実感できるように自分たちが議論する道德として変わりました。

したがって、教科書がそのような視点で構成されているかどうか。具体的にいいますと、その価値が大きく前面に出ているものがあるのか、逆にそれが出ないものがあるのか、そういった意見が出たところでございます。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 道德の教科化に関しては承知いたしました。

もう一点ですが、小学校管理費に当たるのかなと思うのですが、平成28年度の西郷第一小学校における複式学級の数についてちょっとお示しいただきたいなというふうに思うのですが。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 平成28年度の複式学級の数は1でございます。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 小中学校将来構想検討委員会の答申の中で、今後複式学級が複数になったとき今後の小学校のあり方について検討を始めるというような答申があったかと思えます。もし想定されるならば、それは平成何年度からと想定されるのかについて改めてお示しください。

○坂本幸一委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 西郷第一小で複式学級が複数になるという見込みの年については、平成30年度からそうなるというふうな見込みでございます。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 その件については、市の教育委員会としても例えば学校の後援会であるとかPTAであるとか、特に地域の人々との話し合いの中で慎重に丁寧に進めていくという回答をこれまで頂戴していたと思います。

その検討の段階を始めるに当たって、もう既に始めていてもおかしくない。これはゆっくり時間をかけて進めていくのであれば、始めていてもおかしくないのではないかというふうに思いますが、今後の取り組みについてお示しただければというふうに思います。

○坂本幸一委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 平成30年度から複式学級が複数になるというのは現在の見込みで、もしかして今から転入者があるかもというようなこともございますので、基本的には平成30年度になってそういう事態になってから解消していくということで、平成29年度できることと、複式学級が複数になった場合に、例えばスクールバスの関係でありますとかそういったことを検討しておく必要があるのかなというところで、今後進めてまいりたいなというふうに思います。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 今の管理課長の答弁は、恐らく複式学級は複数になるであろうが、もしかしたらならないかもしれないんじゃないかという答弁に聞こえました。

恐らくなるであろうということが想定されて

いる現状でありますので、急にこういう話になったということがないように、本当に慎重に時間をかけて進めていくべきではないかというふうに考えます。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 外国人英語指導助手についてです。

たびたび質問がありましたが、ALTの勤務時間という話もありましたが、月の時間校数というのが今どのようになっているか、お伺いします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 月のというよりも1日4時半までの勤務、朝8時半からということとなっております。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 だとすると、平日4時半までということ、毎日市内の小中学校で英語学習をしているという状況ですか、お示してください。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 そのとおりでございます。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 そして、内容なんですけれども、日本人の英語学習というのがやはり実践向きではなくて、型にはまったというか、文法が大事だとかそういうことでなかなか身につかないというのが、私は現状だと思うんですね。

先ほど枝松委員のほうも日常的に使う場所がないというふうなこともありました。これももちろんもっとも必要になってくると思います。その中で、小学校からではなくて就学前から、幼稚園や保育園などに伺って少しずつ実践的な英語に触れていくべきだというふうに私は

考えますが、その見解についてお伺いします。

○坂本幸一委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今おっしゃった問題は、上山だけでなく全国の問題だと思います。

それで、現在工夫していることは、先ほど4時半までの勤務と申し上げましたが、放課後何か行事がある場合、あとは例えば放課後子ども教室で土日に英語の何かをする場合には、勤務割を変更してさせております。そういった工夫をまずしているということ。

そういったことを就学前の幼少期までですということは、1つの試みとしては大事なかなと思います。ただそれが習得に結びつくかどうかというよりも、窓口として、きっかけとして触れさせるということ、そして、そこで英語は嫌だと思わせない、その部分が大事なかなと考えております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 開議

○坂本幸一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5項社会教育費、6項保健体育費について質疑、発言を許します。井上学委員。

○井上学委員 10款5項2目公民館の整備についてお聞きいたします。

平成27年度の決算審査意見でも、耐震化を含め地域住民の核となる施設なので公民館の整備を早急に進めていくべきだというふうなことを申し上げました。

その中で、平成28年度は西郷地区公民館の

整備というふうなところやさまざまな部分で進んだところは大変評価いたします。

現在、今後そういった耐震化という部分で必要となってくる公民館はどのような状況になるのか、まず初めにお聞きいたします。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 公民館の耐震化事業につきましては、市内10地区公民館のうち耐震診断が必要な公民館が7地区公民館ございます。

市のほうでは、平成27年度から公民館の耐震化に取り組んでおりますけれども、最初に中山地区公民館が診断を行いまして耐震補強の工事が必要だということで、その後設計、平成29年度耐震化の工事を行っているところです。年次計画で進めているところですが、平成32年度までには7地区公民館の耐震化が完了するような計画でいるところです。

○坂本幸一委員長 井上学委員。

○井上 学委員 平成32年度というふうに、本当に期限を切って進められることは非常に評価します。

あわせて、耐震化だけでなく、今後使い勝手というふうな部分でも公民館の整備を進めていかなければいけないと思うのですが、そういった要望等の取りまとめで現在出ているようなところがありましたら、お示してください。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 公民館の整備につきましては、毎年公民館のほうから整備の要望をいただいております。10万円以下の修繕等については、指定管理公民館については指定管理の予算から実施していただいておりますけれども、高額な補修については市のほうで予算措置を行っているところです。そういった要望をお

聞きして、平成28年度は本庄、東地区公民館の駐車場整備などを行ってきております。

今後も公民館のほうから要望をお聞きして、今現在、トイレの洋式化等の要望なども出ておりますので、優先順位等をつけて順次整備をしてまいりたいと考えております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 羽州街道金山越の修理、それで保全、このことについて伺いますが、平成28年度も相応の予算を使って復旧工事などもされたようではありますが、今後のここの活用、歩いてみると結構足腰にも来るんですけれども、「いやあ、江戸時代の人は偉かったな」というような思いを新たにする場所でありまして、貴重な史跡として文化庁も認定しているようですから、今後の市のもうちょっと積極的な活用についてお聞かせください。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 金山峠の活用についてお答えいたします。

金山峠につきましては、平成9年に櫛下宿とともに国の史跡に指定されております。平成26年7月の大雨で金山峠のほうが甚大な被害をこうむったわけですが、それをきっかけにいたしまして、貴重な石積み等の遺構が発見されております。

その後、平成27年、28年と復旧工事、あと発掘調査のほうを行いまして、平成29年度は櫛下宿のエリアの調査を行っております。それを総括いたしまして、平成30年度に保存管理活用計画というものを策定する予定であります。その策定においては、各専門の方々から策定委員になっていただいているような御意見をお伺いして、今後の金山峠の活用についてもその



計画書の中にまとめていく予定であります。その後、その計画に基づいて整備のほうを行い、活用のほうを図っていきたいというふうに考えております。

○坂本幸一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 ぜひよそにないものですから、整備をお願いいたします。

そこに到達する前に、三本松のところの追分についても、これもまたすごいものですから、あわせてもうちょっと立派に見えるように、右米沢街道、左江戸とかと書いてあって、上山から江戸というその距離感ですね、感動するものですし、もうちょっとはっきりわかるように整備もしてもらえればと思っていたところですから、あわせてよろしくをお願いします。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 三本松のところの追分の碑も含めてですけれども、市内の文化財等については、その案内看板等も含めて市民の皆さんにわかりやすいような整備のほうを進めてまいりたいと思います。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 図書館費のことでお伺いします。

主要施策の成果説明書の中で、図書館新規登録者数が平成28年度目標で1,000人、実績で476人となっています。これが目標を大幅に下回ったのが、初年度の実績を見誤ったためというふうになっておりますが、今後平成29年度目標、平成30年度目標と1,000人というのは変わらないんですけれども、これについて見直す考えはあるのかどうか、お伺いします。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 市立図書館の新規登録者数につきましては、平成27年度の実績が544人であったのに対し、平成28年度の目標を1,000人と設定したことにつきましては、目標を過大に設定してしまったかなという反省はございます。平成28年度の実績につきましては、さらにカミンの店舗撤退等もございまして、減少をしております。

1,000人の目標につきましては、振興計画の目標値を設定してそれに基づいて今現在事業のほうを進めているわけですので、達成できるように、平成30年度についてはカミンの中にめんごりあも移設してまいりますので、できるだけその目標値に近づけるように努力は続けてまいりたいと思います。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 平成30年度にカミンのほうもめんごりあであったり遊具施設等もオープンするという予定なので、それにあわせて多くの新規登録者の獲得に向けて周知活動のほうをしっかりと行ってほしいと思います。

次に、体育施設のことについてお伺いします。

体育施設管理運営費の中の芝管理業務委託について詳細をお伺いします。

○坂本幸一委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 芝管理業務委託料であります。こちらは生涯学習センターの芝の管理でありまして、3年前に芝を張っております。生育状況もなかなか厳しいものがありますので、専門業者をお願いをいたしまして管理をしているものでございます。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 業者のほうに管理委託をしているということで、たしか平成29年度3年目だったというふうに記憶しております。平成3

0年度からの芝生の管理というのはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○坂本幸一委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 芝の管理を含めた生涯学習センターの管理、グラウンドの管理ですが、現在も使用されているサッカー協会、あとグラウンドゴルフ協会の方々から周辺の草刈り等を実施していただいております。芝の管理につきましては、専門的な知識もありますので、現在検討中でございます。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 専門的な知識が必要ということで、利用者からは、ちょっと芝生が荒れているので、しっかりと管理してほしいというふうな要望が出ております。

その中で、なかなか水まきも大変、散水システムもないというふうなところなのですが、その辺もどうなのかと。薬剤をまいたりとか水まきのほうも利用者のほうで、薬はちょっと難しいかもしれないですけども、水まきに関しては利用者のほうでも実施できるように整備できるかなというふうに思うのですが、それについてもう一度お伺いします。

○坂本幸一委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 委員おっしゃるように、芝の管理は大変専門的で難しいものがありますので、専門業者の方が担ったほうがいいのか、施設を使っている利用者から担っていただいたほうがいいのか、どちらがメリット、デメリットがあるかを、スポーツ振興課と利用者の方々と話し合いを進めまして、よりよい方向に進めてまいりたいと考えております。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 サッカー協会のほうからちょ

っと伺ったところだと、簡単な手入れであったり水まくことであったり芝生刈ったりとか、そういったことは幾らでも協力するというふうなことを聞いております。

ただ水まくのも、体育館側のほうは何とかできるかもしれないですけども、奥のほうとなるとやっぱり水源がないためになかなか厳しいので、その辺ちょっと整備してもらえれば、サッカー協会のほうでは協力するというふうなことを伺ってきました。

なので、その辺も含めて平成30年度以降利用者のほうでもできるように、あと芝刈り機ですか、そういったものも新たに整備してもらえると大変ありがたいなというふうに思いますので、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つですけども、218ページの競技力向上対策事業について詳細をお伺ひしたいと思ひます。

○坂本幸一委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 こちらは体育協会に委託料をお上げしまして、体育協会において特別種目、あと特定種目等を設定して、競技力向上、あと競技の底辺拡大を進めるために行っている事業であります。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 今、底辺の拡大というふうな答弁がありました。この底辺の拡大を図るためには、まず、スポーツが好きだとかということが子どもたちにとって必要だというふうに思ひます。

主要成果説明書の中に、スポーツを好きだというふうな回答が非常に数値的に低いものであります。これについて今後どのように底辺拡大というのを図っていくのか、お示してください。

○坂本幸一委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 平成28年度の実績の目標値で、スポーツが好きな市民の割合ということで39%ということで、こちらの数値につきましては、スポーツが好きということの設定でしたところ低い数値が出てしまいましたので、今後につきましては、平成27年度からスポーツによる地域活性化推進事業ということで、各地区10地区公民館の出前スポーツ教室、あと温泉入浴スポーツ教室等を実施しております。

平成29年度につきましてもさらに種目等をふやして、高齢者の方々、あと冬でもできるスポーツ、あと女性の方も親しめるスポーツということで、スポーツをするきっかけを提供いたしまして、より多くの方々からスポーツを実践していただくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○坂本幸一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 運動が好きな割合として実績が39%と今の答弁の中にありました。この理由について、運動が好きの定義について、スポーツを見るを含めた目標値で、実績の39%はスポーツをすることが好きな方の割合というふうになっております。

これはスポーツを見るということも好きな割合の中に入れてしまうと、底辺の拡大にはつながらないというふうに考えますけれども、これについてどうお考えですか。

○坂本幸一委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 確かに「する」ということが主体的ではありますが、スポーツ庁でも掲げているとおり、「する」「見る」「支える」というのが現在スポーツ事業を推進する上で大事な目標ということになっておりま

すので、主体的な「する」ということは大事ではありますけれども、「見る」ということも含めてスポーツを好きになっていただくということも大事な方法ではありますので、含めた形でスポーツの実施率を向上してまいりたいと考えております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 第14回斎藤茂吉ジュニア短歌コンクールについてお伺いします。

平成28年度の応募者数と参加校数が前年比15校増、1,993人増加しています。多分例年どおりの周知方法だと少子化の影響で間違いなく減っていくところだと思うんですけども、どのような周知をして参加者の増加につなげたかについてお伺いします。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 斎藤茂吉記念館のほうで直接小中学校、高校等を回りまして、作品の応募について依頼をして、このような実績になっております。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 この増加のぐあいというのは非常に素晴らしい成果なのかなというふうに思います。

先ほど英語教育の話が多々ありましたけれども、よそにないものという観点からいえば、まず一番に私は日本語の教育という部分に力を入れるのが本市のあり方なのかなというふうに思います。恐らく教育委員会としてもそのように捉えているのではないかと。

学力テストの国語の点数でも平均より国語に関してはよかった印象を受けています。総合的な結果によるものかと思えますけれども、本市の特徴あるこの短歌の教育というものも、その

影響の1つにあるのかなというふうに考えております。日本語教育というか国語の教育のあり方について、ぜひ教育長の意見をお伺いしたいなと思います。

○坂本幸一委員長 教育長。

○古山茂満教育長 考えるのは国語で考える、言葉で考えるわけです。そういう意味からして、1に国語、2に国語、3、4がなくて5に算数、あとは10以下というふうに言う人もおります。そういうことから、やはり国語が大事だというのが根底にありますけれども、この茂吉の歌に関しては、ふるさと学習の中で各学校で短歌学習をしていると、そういうふうなことも多く投稿しているということについては大いにかかわっているのではないかなということで、国語教育は大事です。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 その中で、やはりこちらの今後の事務事業調査の評価の中で、小学校、中学校における短歌の作成というものを学ぶわけです。ただその後、短歌、斎藤茂吉のふるさとであるということを多分自分の意識の中に置いて成長という過程を迎えると思うんですけども、その後、短歌というものにかかわる人が短歌人口の高齢化の歯どめにもなるのかなというふうに思いますが、短歌の創作人口をふやすため短歌に関心を抱く新たな機会を創出するところについて、具体的に今後の方向性についてどのように考えておられるのか、ぜひお示ください。

○坂本幸一委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 上山市の短歌学習につきましては、小中学校で授業の中に取り入れて取り組んでいるところもあり、高い評価をいただいているわけですが、やはり今、川

崎委員のほうからありましたように、その後短歌を継続するところに課題を持っているところでは。

今後、中学校以降どうやって短歌を継続していただくかというところについては、茂吉記念館あるいは市の教育委員会のほうといろいろ模索をしているところでもありますけれども、例えば高校教育の中に短歌クラブのようなものを設けていただくことはできないかななどということで、県の教育長のほうにもいろいろお話をさせていただいているところです。

○坂本幸一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 今、斎藤茂吉記念館のお話もありましたけれども、ただのハードとしての施設によらない、例えば館長が市内の小中学校に出向いて短歌の作成の手伝いをして短歌教室を開催するなど、ソフトの面においてもその取り組みというのが充実しているのではないかなというふうに感じております。

ぜひ本市の日本語の教育の原点ともなり得る短歌の小中学校を卒業してからの学びという部分についても、ぜひ充実と今後の検討をお願いしたいなというふうに思います。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第43号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第43号平成28年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第44号 平成28年度上山市 国民健康保険特別会 計歳入歳出決算の認 定について

○坂本幸一委員長 次に、議第44号平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

なお、説明に当たりまして、前年度決算額との比較増減を申し上げますが、千円単位とさせていただきますので、御了解くださるようお願いいたします。

それでは、歳入から申し上げますので、決算書の15ページ、16ページをお開き願います。

初めに、1款1項国民健康保険税について申し上げます。収入済額は7億7,343万8,340円で、前年度に比べ1,423万2,000円の減、率にして1.8%の減でありまし

た。これは国民健康保険被保険者の減少によるものであります。不納欠損額は2,080万81円、収入未済額は1億2,626万8,924円となっております。

2款使用料及び手数料1項手数料について申し上げます。収入済額は26万9,600円で、前年度に比べ2万2,000円の減、率にして7.6%の減でありました。不納欠損額はなく、収入未済額はマイナス100円となっております。還付未済によるものであります。

3款国庫支出金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の9億2,111万5,634円で、前年度に比べ8,996万4,000円の増、率にして10.8%の増でありました。これは一般被保険者の医療給付費の増加が主な要因となっております。

収入済額の内訳につきましては、1項国庫負担金が6億7,973万6,634円、2項国庫補助金が2億4,137万9,000円となっております。

4款1項療養給付費等交付金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の1億5,714万1,339円で、前年度に比べ4,853万1,000円の減、率にして23.6%の減でありました。これは退職被保険者の医療給付費の減少によるものであります。

5款1項前期高齢者交付金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の9億3,053万6,848円で、前年度に比べ1,848万8,000円の減、率にして1.9%の減となっております。これは前期高齢者の医療給付費の伸び率が下がったことによるものであります。

6款県支出金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の2億143万2,661円

で、前年度に比べ1,659万4,000円の増、率にして9.0%の増となっております。これは一般被保険者の医療給付費の増加が主な要因となっております。

収入済額の内訳につきましては、1項県負担金が2,823万661円、2項県補助金が1億7,320万2,000円となっております。

7款1項共同事業交付金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の10億748万3,316円で、前年度に比べ6,091万6,000円の増、率にして6.4%の増となっております。これは対象となる高額な医療費の増加によるものであります。

8款財産収入1項財産運用収入について申し上げます。収入済額は調定額と同額の145万6,002円で、前年度に比べ26万5,000円の減、率にして15.4%の減となっております。これは国民健康保険給付基金の運用利子の減少によるものであります。

9款繰入金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の2億9,386万7,875円で、前年度に比べ1,447万7,000円の減、率にして4.7%の減となっております。これは事務費や財政安定化支援事業繰入金などの一般会計の繰入額の減少によるものであります。

収入済額の内訳につきましては、1項他会計繰入金が2億9,241万7,875円、2項基金繰入金が145万円となっております。

10款1項繰越金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の1億9,627万2,157円で、前年度に比べ1,782万円の減、率にして8.3%の減となっております。

11款諸収入について申し上げます。収入済額は調定額と同額の1,919万2,149円

で、前年度に比べ1,441万4,000円の増、率にして301.6%の増となっております。これは山形県国民健康保険団体連合会から診療報酬支払基金預託金の全額返還があったことによるものであります。

次のページをお開き願います。

収入済額の内訳につきましては、1項延滞金、加算金及び過料が49万2,136円、2項預金利子がゼロ円、3項雑入が1,870万13円となっております。

以上の結果、歳入合計では、予算現額44億3,300万円に対し、調定額46億4,927万4,826円、収入済額45億220万5,921円、不納欠損額2,080万81円、収入未済額1億2,626万8,824円となったものであります。

歳入決算額は前年度に比べ6,805万3,000円の増、率にして1.5%の増でありました。

次に、歳出について申し上げますので、次のページをお開き願います。

初めに、1款総務費について申し上げます。支出済額は7,076万1,722円で、前年度に比べ207万9,000円の減、率にして2.9%の減でありました。これは職員人件費等の減によるものであります。不用額は1,362万9,278円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項総務管理費が6,630万4,857円、2項徴税費が392万715円、3項運営協議会費が10万9,118円、4項趣旨普及費が42万7,032円となっております。

2款保険給付費について申し上げます。支出済額は25億7,321万6,344円で、前年度に比べ650万5,000円の減、率にし

て0.3%の減となっております。一般被保険者の高額療養費の増により高額療養費が増加したものの、退職被保険者等の療養給付費の減により療養諸費が減少したことによるものであります。不用額は8,956万8,656円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項療養諸費が22億4,017万543円、2項高額療養費が3億2,389万5,801円、3項移送費がゼロ円、4項出産育児諸費が630万円、5項葬祭諸費が285万円となっております。

3款1項後期高齢者支援金等について申し上げます。支出済額は4億1,470万5,335円で、前年度に比べ829万3,000円の減、率にして2.0%の減となっております。これは国民健康保険被保険者数の減少によるものであります。不用額は4,574万1,665円となっております。

4款1項前期高齢者納付金等について申し上げます。支出済額は29万6,425円で、前年度に比べ2万3,000円の増、率にして8.5%の増となっております。これは国民健康保険被保険者1人当たりの負担調整対象額の増によるものであります。不用額は24万3,575円となっております。

5款1項老人保健拠出金について申し上げます。支出済額は1万5,121円で、前年度に比べ4,000円の減、率にして21.4%の減となっております。不用額は1万3,879円となっております。

6款1項介護納付金について申し上げます。支出済額は1億6,875万6,361円で、前年度に比べ1,399万2,000円の減、率にして7.7%の減となっております。これは国民健康保険被保険者数の減少によるもので

あります。不用額は639円となっております。

7款1項共同事業拠出金について申し上げます。支出済額は9億898万6,668円で、前年度に比べ1,332万3,000円の増、率にして1.5%の増となっております。これは県内の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額の増加による拠出金の増によるものであります。不用額は3,332円となっております。

8款保健事業費について申し上げます。支出済額は4,409万3,211円で、前年度に比べ282万5,000円の減、率にして6.0%の減となっております。不用額は1,663万3,789円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項特定健康診査等事業費が3,965万3,729円、2項保健事業費が443万9,482円となっております。

次のページをお開き願います。

9款1項基金積立金について申し上げます。支出済額は145万6,002円で、前年度に比べ26万5,000円の減、率にして15.4%の減となっております。これは国民健康保険給付基金の運用利子が減少したことに伴い、積立金も減少したことによるものであります。不用額は3,998円となっております。

10款1項公債費について申し上げます。支出済額は1万3,424円で、前年度に比べ皆増となっております。不用額は58万6,576円となっております。

11款諸支出金について申し上げます。支出済額は216万4,000円で、前年度に比べ3,281万3,000円の減、率にして93.8%の減となっております。これは国庫支出金精算返還金が減少したことによるものでありま

す。不用額は553万5,000円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項償還金及び還付加算金が206万6,000円、2項貸付金が9万8,000円となっております。

12款1項予備費について申し上げます。当初予算額は7,657万5,000円でありましたが、支出がなかったため全額が不用額となったものであります。

以上の結果、歳出合計では、予算現額44億3,300万円に対し、支出済額は41億8,446万4,613円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は2億4,853万5,387円となったものであります。

歳出決算額は前年度に比べ5,341万7,000円の減、率にして1.3%の減でありました。

歳入歳出差引残額は3億1,774万1,308円となり、全額を平成29年度に繰り越したものであります。

以上で平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

**○坂本幸一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出を区分して行います。

初めに、歳入について質疑、発言を許します。  
井上学委員。

**○井上 学委員** 1款の健康保険税のことでお聞きいたします。

決算額比較で減って、その理由は、ちょっと聞き違いだったら申しわけないんですけども、国保加入者が減ったというふうな説明があったと思います。こういった現状というのは平成28年度からですか。それとももう既に国保の加入者というのは、多分私の認識だと、100%

ではないですけども、退職者の方の増減でふえたりする部分が多いのかと思うのですけれども、その点についてお聞かせください。

**○坂本幸一委員長** 健康推進課長。

**○尾形俊幸健康推進課長** 国民健康保険の被保険者数についてでございますけれども、全体的にここ数年来ずっと減少傾向でございます。

それは委員おっしゃるとおり退職者数とかということもあるかと思いますが、市の全体の人口も減っているというふうなことも大きな要因の1つであるというふうに考えております。

**○坂本幸一委員長** 井上学委員。

**○井上 学委員** わかりました。

その点で、どんどん多分被保険者が減っていくのかなというふうな見通しが予想されるんですけども、そういった点で国保の収支に与える影響とかいう部分でどういう認識があるのか、お示してください。

**○坂本幸一委員長** 健康推進課長。

**○尾形俊幸健康推進課長** 国保会計の収支でございますが、平成28年度につきましては、前年度の繰越金も2億円近くあったということで、結果的に医療費等も見込みよりも少なかったというふうなことで、このような繰越金等が発生したわけですけども、将来的には、やはり上山市に限らず県内の市町村、全国的に見ても経営的には非常に厳しい状況というふうなことで、国のほうで法改正を行いまして、平成30年度より国保の県単位化というふうなことになる。財政の規模を県一本というふうな形で、財政的な責任については県のほうで主体的にすると。市町村については従来の業務を引き続き行うというふうな形になります。

その中でやはり県全体の医療費の中で、当然高齢者がふえていくわけですので、まして国保



の加入者も減っていくというふうな状況でございますので、その辺新しい制度の状況とあわせて、今後どういうふうな、保険税の改正も含めてどういった対応が必要か、検討している最中でございます。

○坂本幸一委員長 井上学委員。

○井上 学委員 わかりました。

国保は被保険者の増減もそうだし、あと医療費の部分が重要だというふうなことが示されました。前々からそういったことだと思っただけなんですけれども、県一本化の話もありましたが、基本的には上山市でどうやっていくかというふうなことも必要かと思っておりますので、その点を十分留意して運営に当たっていただきたいと思っております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡等委員。

○守岡 等委員 平成28年度の国保会計は約3億1,700万円の黒字となっています。

多くの市町村では、この国保会計を黒字にするために、一般会計からの法定外繰り入れを実施してなるべく保険税を抑えているのが実情だと思っまして、現在、県内の13市の中でこの法定外繰り入れを実施しているのが10市です。

実施していないのは3つの市で、山形市、新庄市、上山市となっていますけれども、この実施していない3つの市はやはり保険税が高くなっています、平成26年度の国保事業年報によると、一番高いのが新庄市、山形市が3番目、そして本市は5番目に高いというふうになっています。

本市の市民からも国保税が高過ぎると、払える国保税にしてほしいという声は多数寄せられておりまして、やっぱり国保税を引き下げするために一般会計からの法定外繰り入れを実施すべ

きではないかと考えますけれども、見解をお示しくください。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 国保税の引き下げということで一般会計からの法定外繰り入れをすべきではないかというふうなことでございますけれども、今度、平成30年度におきましては県単位化というふうになりますので、その部分では、市町村に対してまずこれだけ納めていただきたいという納付金という制度に変わります。そのお金を納めますと、上山市でかかった医療費の全額を県のほうで支払うというふうな形になりますので、制度の仕組み的に一般会計の法定外繰り入れという必要性はなくなっていくというふうに聞いております。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 私の得ている情報では、これまでどおり法定外繰り入れを実施するのは可能だと。必要なくなるかもしれませんが、可能だということで国会で答弁されているようです。

平成30年度から国保の都道府県化というのが始まりますけれども、先日も国保運営協議会が開かれたようですが、この都道府県単位化に向けて現在どのような段階に来ているのか。保険料のいろんな試算とか出されているかと思っておりますけれども、こうしたものの議会及び市民に対する周知というものをどのようにお考えでしょうか。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、平成30年度からの県単位化に向けての現在の状況ですけれども、県のほうで、今委員おっしゃったとおり、9月の中旬だったと思っておりますけれども、県の運営協議会のほうで運営方針案について提示されたというふうに聞いております。

その中で、市町村ごとの保険料等のシミュレーション、納付額がどのくらいになるかというふうな一定程度のシミュレーションは示されておりますが、今現在、100%というふうな状況ではございません。それはあくまでも参考的な数字でございますので、今後、具体的な率とかそういったものがぎりぎりでないというふうな正直決まっていきたいというふうな聞いております。

そういった中で平成30年度当初からというふうになりますので、ぎりぎりのタイミングにはなるとは思うんですけども、情報また方向性がきちっと示される段階になる時点において、それぞれ必要な説明とか周知はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 非常に不安なんですけれども、ぎりぎりというのと、どれくらいぎりぎりなんでしょうか。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 予算等については、仮の計算で出させていただくような必要があるのかと思います。

それに向けて、それを提案する段階でまず皆様のほうにご説明をさせていただきたいと思いますが、本当に数字が確定する情報がいただけるのは、国から県に対してがもう年末ぎりぎりというふうなお話で聞いておりますので、そこからのスケジュールとなりますと、県からまた市町村に対しても一定程度の期間があるというふうなことがございますので、大分ぎりぎりになるというふうなことで、速やかに情報等は提供させていただきたいというふうに考えております。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 あと、国保の都道府県化に伴いまして、国保税の収納率の向上というのは至上命題になってきます。そのため、保険税の滞納者に対する短期保険者証や資格証明書の発行が今まで以上に進むことが危惧されます。

短期保険者証は滞納者との連絡を図る上でも有効だとは思いますが、資格証明書というのは実質の保険証の取り上げでありまして、それが発行されるともう受診抑制につながって、疾病の重症化とか最悪死亡に至る場合もあるということで、その発行は慎重に行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 資格証明書の発行を慎重にすべきではないかというふうなことでございますが、上山市におきまして、まず短期保険証の交付につきましては、納税相談等に応じていただいて幾らずつでも支払うよというふうなことで、税務課等の相談に応じていただいて意思表示をした方に対して、期間を切って保険証を交付させていただいております。

資格証明書を交付させていただいている方につきましては、基本的には、そういった相談に来てくださいということで連絡等を差し上げてもずっと反応がない方というふうなことで、そういった方に対して証明書を交付しているような状況でございます。

そういう中であっても、18歳までのお子さんがいらっしゃるころについては、子どもさんの部分については短期証を交付するような対応をさせていただいておりますので、医療にかかることを抑制させるというふうな目的で交付しているということではないというところでございます。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 ぜひこれは命にかかわることなので、ほかの市では夜間や休日も含めて訪問をしたり電話したり、とにかくコンタクトをとって状況把握ということに努めているようですので、払えるのに払わないというよっぽど悪質なものに限定するという考えで、ぜひ今後対応していただきたいと思います。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。  
続いて、歳出について質疑、発言を許します。  
大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 ジェネリック医薬品利用率ということで、本市におきましては医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知等により、平成28年度の目標64%を超える実績の69.6%という平成28年度の実績がございました。

平成29年度目標もクリアしているわけですが、年度別に差が出てくるとは思いますが、本市から本市で開業している病院、医院には通知、啓発活動の依頼等は出していらっしゃると思いますが、調剤薬局等にもこういったジェネリック使用率を上げてくださいというような通知等を出していらっしゃるのか、まずお聞きいたします。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 調剤薬局等に対して通知をしているかというふうなことですけれども、現在のところ、通知という形では対応しておりません。

○坂本幸一委員長 大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 では、どういったことで対応しているのでしょうか。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 調剤薬局に対しての

通知というふうな部分について、確かに大沢委員がおっしゃるとおり、これからどんどんジェネリックを普及させていくためには必要なことだというふうに私も思っておりますので、そのような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○坂本幸一委員長 大沢芳朋委員。

○大沢芳朋委員 ぜひそういったこともしていただければ、平成31年度までの目標の76%はもうクリアがすぐできるのかなというふうにも感じているところでもありますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

あと、今後の取り組みということで、1人当たりの医療費は増加していると。医療費抑制にはジェネリック医薬品はつながっているんですけども、その医療費が上がっているということに関して、高齢化率も上がっておりまして、御年配の方も本市ふえているということで、要するに受診回数とかそういったものが上がっているという認識でよろしいのでしょうか。伺います。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 上山市についてまず医療費が高どまりしている要因としましては、やはり受診環境が非常に恵まれているのかなというところが1つあるかと思います。

例えば急性期の大病をした場合であっても、市内ではございませんが、山形市という県庁所在地のほうに大きな総合病院がございますので、そういった中で高度な医療を受けられるというふうなこと。

また、診療所の数も今現在であれば結構な数がございまして、そういったところにやはり高齢の方が定期的に受診されているというふうな状況が見られますので、委員おっしゃっている

ような傾向にあるのかなというふう把握しているところでございます。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。  
以上で、議第44号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 討論なしと認めます。  
採決いたします。

議第44号平成28年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

この際、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

○坂本幸一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
**議第45号 平成28年度上山市  
公共下水道事業特別  
会計歳入歳出決算の  
認定について**

○坂本幸一委員長 次に、議第45号平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

なお、説明に当たりまして、前年度決算額との比較増減を申し上げますが、千円単位とさせていただきますので、御了解くださるようお願いいたします。

歳入から申し上げますので、決算書の23ページ、24ページをお開き願います。

初めに、1款分担金負担金1項負担金について申し上げます。収入済額は1,054万8,040円で、収入未済額は275万6,780円となっております。

2款使用料及び手数料について申し上げます。収入済額は5億652万7,332円で、不納欠損額は52万8,205円、収入未済額は4,596万1,635円となっております。

収入済額の内訳につきましては、1項使用料が5億651万5,862円、2項手数料が1万1,470円となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の2億6,460万円となっております。前年度に比べ2,675万1,000円の増、率にして11.2%の増でありました。社会資本整備総合交付金が増加したことによるものであります。

4款1項繰入金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の2億3,800万円となっております。前年度に比べ3,800万円の増、率にして19%の増でありました。一般会

計からの繰入金であります。

5款1項繰越金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の1,265万1,261円となっております。

6款諸収入について申し上げます。収入済額は調定額と同額の2,658万5,908円となっております。前年度に比べ1,263万3,000円の増、率にして90.5%の増でありました。東北中央自動車道建設に伴う施設移転補償費の増により、雑入が増加したことによるものであります。

収入済額の内訳につきましては、1項市預金利子、2項延滞金、加算金及び過料がなく、3項雑入が2,658万5,908円となっております。

7款1項市債について申し上げます。収入済額は調定額と同額の3億3,010万円となっております。

以上の結果、歳入合計では、予算現額14億2,400万円、調定額14億3,825万9,161円、収入済額13億8,901万2,541円、不納欠損額52万8,205円、収入未済額4,871万8,415円となったものであります。

歳入決算額は前年度に比べ7,859万6,000円の増、率にして6%の増でありました。

次に、歳出について申し上げますので、次のページをお開き願います。

初めに、1款1項公共下水道費について申し上げます。支出済額は8億9,527万9,289円で、前年度に比べ1億4,196万8,000円の増、率にして18.8%の増でありました。委託料及び工事請負費が増加したことによるものであります。翌年度繰越額は2,780万円、不用額は1,460万9,711円

となっております。

2款1項公債費について申し上げます。支出済額は4億8,257万263円で、不用額は310万5,737円となっております。前年度に比べ1,188万4,000円の減、率にして2.4%の減でありました。

3款1項予備費について申し上げます。支出済額はなく、不用額は63万5,000円となっております。

以上の結果、歳出合計では、予算現額に対し、支出済額は13億7,784万9,552円、翌年度繰越額は2,780万円、不用額は1,835万448円となったものであります。歳出決算額は前年度に比べ8,008万4,000円の増、率にして6.2%の増でありました。

歳入歳出差引残額は1,116万2,989円となり、全額を平成29年度に繰り越したものであります。

以上で平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わりますが、よろしくごお願い申し上げます。

○坂本幸一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出を区分して行います。

初めに、歳入について質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。

続いて、歳出についての質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 歳入のところに戻ってちょっと説明をさせていただきますと、国庫支出金が2億6,400万円、繰入金一般会計から2億3,800万円、それで全体の予算が14億円というそういう財源の構成になっていて、下水道事業の借金が60億円残っているという現状ですね、平成28年度末。

それで、老朽化が大分進んでいる管もあるということで、それをこれからかえていきながら60億円の借金を返していかなきゃいけないということですが、要するに市債を償還していく額以上に交換費用、運営費がかかるというふうなことになるかと借金は一向に減らない。むしろふえていくということになるかと思うんですけども、今後の下水道会計の見通しどんなふうに移していくのか。ちょっと私には見通せないところがありますので、その説明をお願いします。

○坂本幸一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 まず、歳出の主なものでございますけれども、やはり工事費が多くなってございます。工事費につきましては、今後整備をしていくという中で、一定の整備が完了した時点では整備に対しての支出は終了するものと考えております。その後は管路を長寿命化、いわゆる更新期間を延ばすなどの延命措置を図りながら、長期的な中での管理をしていくという形になっていこうかと思っております。

したがって、支出につきましては、やはり整備期間中というのはどうしても多くなっていくというような状態になっていると考えております。今後は、そういった借入れについての返済なども含めながら、より効率的な事業運営に努めていきたいというふうに考えております。

○坂本幸一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 効率的な運営に努めながら市債の償還にも努めていくということですが、そうするとこの60億円の市債残に対して毎年、ことしも4,600万円ぐらいしか返せていないんですね。減少させていくことができなかった。それを考えると、これからの整備期間など

を考えると、60億円に到達するにはもう際限のない時間が費やされるような気がしているのですが、その辺のところをもう少し踏み込んで答えていただくわけにはいきませんか。

○坂本幸一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 今後の見通しということでの御質問かと思っておりますけれども、下水道会計につきましては、平成32年度から公営企業会計という形に移っていきます。そのために現在持っている資産などの調査を今やっているところでございます。

こういった資産を明らかにしていくことで、将来的な当然予測も立ってくるというふうに考えております。現時点で明確にお答えできるという資料はないんですけども、公営企業化にあわせて資料を整理していくことで、さらに効率的な運営につなげていけるものというふうに考えておりますので、現時点ではその公営化に向け事業を整理していくというふうなことで進めながら、長期的な収支についても考えていきたいというふうに考えております。

○坂本幸一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 公営化に向かう中で整理をしてということですが、ちょっといま一つわからないところがあって、とにかく14億円余りの予算に対して使用料手数料が5億円ほど、あとは国と県と市で出しているわけですから、これで自前でもうけることもできませんし、結局は一般会計からの持ち出し額がふえざるを得ないというふうに思うんですけども、公営化になるからということがちょっと私にはいま一つ理解できなかったのんですけども、とにかく持ち出しがふえるというふうに、市が全部抱え込むしかないというふうに理解をしてよろしいんですか。

○坂本幸一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 現時点での差し引きについてはやはり持ち出しが多いということになっています。これは他市も含めまして公共下水道事業の大きな特徴であると捉えています。

しかし、先ほど申しましたように、公営化をしていくことでそういった部分を減らしながら進めていく方向でということ、国からもそういった公営化の指導を受けているところがございますので、今までの公共下水道事業の事業の考え方が少し変わっていくというようなことで、これは全国的に同じような形で進めていくことになろうかと考えております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。  
以上で、議第45号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 討論なしと認めます。  
採決いたします。

議第45号平成28年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議第45号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

~~~~~  
議第46号 平成28年度上山市  
農業集落排水事業特

別会計歳入歳出決算  
の認定について

○坂本幸一委員長 次に、議第46号平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。農林課長。

〔前田豊孝農林課長 登壇〕

○前田豊孝農林課長 命によりまして、平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

なお、説明に当たりまして、前年度決算額との比較増減を申し上げますが、千円単位とさせていただきますので、御了承くださるようお願いいたします。

歳入から申し上げますので、決算書の27ページ、28ページをお開き願います。

初めに、1款使用料及び手数料1項使用料について申し上げます。収入済額は3,561万5,640円で、前年度に比べ34万円の減、率にして0.9%の減でありました。収入未済額は7万1,160円となっております。

3款1項繰入金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の6,600万円で、前年度に比べ100万円の減、率にして1.5%の減でありました。

4款1項繰越金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の126万5,494円でありました。

6款1項市債について申し上げます。収入済額は調定額と同額の3,330万円で、前年度に比べ110万円の増、率にして3.4%の増でありました。

7款分担金及び負担金1項分担金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の136

万8,600円で、前年度に比べ70万3,000円の増、率にして105.5%の増でありました。

以上の結果、歳入合計では、予算現額1億4,200万円に対し、調定額1億3,762万894円、収入済額1億3,754万9,734円、不納欠損額はなく、収入未済額7万1,160円となったものであります。

歳入決算額は前年度に比べ61万7,000円の増、率にして0.5%の増でありました。

次に、歳出について申し上げますので、決算書の29ページ、30ページをお開き願います。

初めに、1款農業集落排水事業費1項農業集落排水施設管理費について申し上げます。支出済額は3,470万1,884円で、前年度に比べ金額では106万4,000円の増、率にして3.2%の増でありました。不用額は352万1,116円となっております。

2款1項公債費について申し上げます。支出済額は1億217万8,336円で、前年度に比べ金額では14万9,000円の増、率にして0.1%の増でありました。不用額は67万4,664円となっております。

以上の結果、歳出合計では、予算現額1億4,200万円に対し、支出済額1億3,688万220円、不用額511万9,780円となったものであります。歳出決算額は前年度に比べ121万3,000円の増、率にして0.9%の増でありました。

歳入歳出差引残額は66万9,514円となり、全額平成29年度に繰り越したものであります。

以上で平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○坂本幸一委員長 これより質疑に入ります。  
質疑は歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 これも下水道と似たような構図になっていて、ただ違うのは、歳出のところですが、市債償還金、そして市債利子及び割引料として2,500万円の計上がありますが、償還金が7,600万円で2億5,000万円という比率が非常に利子のほうが高いんですけども、もしわかればですが、当初の借入時の条件、2,500万円というのはかなり高いと私は認識するんですけども、この場でわかればちょっと教えていただけないでしょうか。そこはどういうふうになっていたのか。

○坂本幸一委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 正確な利率の数字はつかんでおりませんが、当初6%台のもので、現在は2.5%程度に下がっておりまして、そちらのほうのなるべく負担を軽減するような形で、現在は推移するように努めているところであります。

○坂本幸一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 今現在は2.5%ということで、借りがえしたということで下がっているわけですか。

○坂本幸一委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 利率の低いものに借りがえをしながら負担軽減を図っているということでございます。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第46号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許しま



す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第46号平成28年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第47号 平成28年度上山市 介護保険特別会計歳 入歳出決算の認定に ついて

○坂本幸一委員長 次に、議第47号平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

なお、説明に当たりまして、前年度決算額との比較増減を申し上げますが、千円単位とさせていただきますので、御了解くださるようお願いいたします。

それでは、歳入から申し上げますので、決算書の31ページ、32ページをお開き願います。

初めに、1款保険料1項介護保険料について申し上げます。収入済額は7億1,703万2,

105円で、前年度に比べ1,218万3,000円の増、率にして1.7%の増でありました。これは第1号被保険者数の増によるものであります。不納欠損額は341万7,772円、収入未済額は1,250万9,605円となっております。

2款使用料及び手数料1項手数料について申し上げます。収入済額は7万4,200円で、前年度に比べ1万5,000円の減、率にして16.7%の減でありました。不納欠損額はなく、収入未済額はマイナス100円となっておりますが、還付未済によるものであります。

3款国庫支出金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の9億131万8,794円で、前年度に比べ924万6,000円の増、率にして1.0%の増でありました。これはサービス給付費の見込み額の増を見込んだことによるものであります。

収入済額の内訳につきましては、1項国庫負担金が6億3,247万3,874円、2項国庫補助金が2億6,884万4,920円となっております。

4款1項支払基金交付金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の9億4,728万164円で、前年度に比べ1,881万9,000円の増、率にして2.0%の増でありました。これはサービス給付費の見込み額の増を見込んだことによるものであります。

5款県支出金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の4億8,937万9,347円で、前年度に比べ973万7,000円の増、率にして2.0%の増となっております。これは過年度の給付費負担金の精算分の収入があり、県負担金が増加したことによるものであります。

収入済額の内訳につきましては、1項県負担金が4億7,307万7,579円、2項県補助金が1,630万1,768円となっております。

6款財産収入1項財産運用収入について申し上げます。収入済額は調定額と同額の19万3,699円で、前年度に比べ18万8,000円の減、率にして49.3%の減となっております。これは介護給付費準備基金の運用利子の減少によるものであります。

7款繰入金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の5億1,215万139円で、前年度に比べ119万1,000円の増、率にして0.2%の増となっております。

収入済額の内訳につきましては、一般会計繰入金が5億1,215万139円、2項基金繰入金がゼロ円となっております。

8款1項繰越金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の6,364万7,979円で、前年度に比べ3,633万2,000円の増、率にして133.0%の増となっております。

9款諸収入について申し上げます。収入済額は調定額と同額の8,674円で、前年度に比べ338円の減、率にして3.8%の減となっております。

収入済額の内訳につきましては、1項延滞金、加算金及び過料が3,000円、2項預金利子がゼロ円、3項雑入が5,674円となっております。

次のページをお開き願います。

以上の結果、歳入合計では、予算現額35億9,000万円に対し、調定額36億4,701万2,378円、収入済額36億3,108万5,101円、不納欠損額341万7,77

2円、収入未済額1,250万9,505円となったものであります。

歳入決算額は前年度に比べ8,730万5,000円の増、率にして2.5%の増でありました。

次に、歳出について申し上げますので、次のページをお開き願います。

初めに、1款総務費について申し上げます。支出済額は8,044万1,404円で、前年度に比べ255万円の減、率にして3.1%の減でありました。これは介護保険制度改正に伴うコンピュータシステム開発等業務委託料の減により総務管理費が減少したことによるものであります。不用額は377万1,596円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項総務管理費が5,003万628円、2項徴収費が186万3,887円、3項介護認定審査会費が2,825万3,795円、4項趣旨普及費が3万2,118円、5項運営協議会費が26万976円となっております。

2款保険給付費について申し上げます。支出済額は32億8,966万5,918円で、前年度に比べ2,224万円の減、率にして0.7%の減となっております。これは平成28年度から要支援者に対する訪問介護、通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことによる介護予防サービス給付費の減によるものであります。不用額は5,968万2,082円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項介護サービス等諸費が29億8,839万215円、2項介護予防サービス等諸費が9,973万323円、3項その他諸費が351万8,862円、4項高額介護サービス等費が5,585万

2, 611円、5項高額医療合算介護サービス等費が837万9, 877円、6項特定入所者介護サービス等費が1億3, 379万4, 030円となっております。

3款1項基金積立金について申し上げます。支出済額は19万3, 699円で、前年度に比べ18万8, 000円の減、率にして49.3%の減となっております。これは介護給付費準備基金の運用利子が減少したことに伴い、積立金も減少したことによるものであります。不用額は30万6, 301円となっております。

4款地域支援事業費について申し上げます。支出済額は1億254万809円で、前年度に比べ3, 487万2, 000円の増、率にして51.5%の増となっております。これは平成28年度から要支援者に対する訪問介護、通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことにより、介護予防・生活支援サービス事業費が増加したことによるものであります。不用額は2, 377万6, 191円となっております。

支出済額の内訳につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費が3, 885万3, 449円、2項一般介護予防事業費が1, 383万4, 308円、3項包括的支援事業・任意事業費が4, 977万564円、4項その他諸費が8万2, 488円となっております。

5款1項公債費について申し上げます。支出済額は8万1, 890円で、前年度に比べ6万9, 000円の減、率にして45.9%の減となっております。不用額は16万8, 110円となっております。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金について申し上げます。支出済額は2, 701万7

16円で、前年度に比べ997万8, 000円の増、率にして58.6%の増となっております。これは過年度の国・県の給付費負担金の返還金の増によるものであります。不用額は73万7, 284円となっております。

7款1項予備費について申し上げます。当初予算額は162万4, 000円でありましたが、支出がなかったため全額が不用額となったものであります。

以上の結果、歳出合計では、予算現額35億9, 000万円に対し、支出済額は34億9, 993万4, 436円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は9, 006万5, 564円となったものであります。

歳出決算額は前年度に比べ1, 980万2, 000円の増、率にして0.6%の増でありました。

歳入歳出差引残額は1億3, 115万665円となり、全額を平成29年度に繰り越したものであります。

以上で、平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○坂本幸一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 歳出の部分ですけれども、保険給付費が32億8, 900万円ということで前年度よりも5, 500万円ほど減って、その分、地域支援事業費が1億200万円の前年よりも3, 400万円ふえているということで、先ほどの説明では要支援1・2の方がこの地域支援事業に回った結果だという説明でした。

多分そういうことだろうと思うんですけども、ただその差額が2, 000万円ほどあると

ということで、この辺はやっぱり地域支援事業によって少しサービスが低下したというようなことはないのでしょうか。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 確かに大きな要因につきましては、総合事業に移行したというふうな部分が主な理由かと考えますが、常任委員会等でも御報告させていただいておりますが、平成28年度につきましては、要介護認定者数そのものも初めて、2人ですけれどもマイナスというふうな結果になったということで、サービスを使う方そのものも若干伸びなかったというのも要因の1つというふうに考えております。

なお、通常サービスに予防サービスの移行した部分については、それまで使っていた方が同じように移行しているというふうな形ですので、決してサービスの低下ということでは捉えてはいません。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 当初のこの支援事業をつくる、要介護認定者を減らす、介護予防の成果だということで、その辺は非常に理解したいと思いません。

次に、介護保険料の問題ですが、2年間以上滞納している方が92名いるということを伺っています。普通は年金から天引きされるのが特別徴収ということでやっていますけれども、この92名というのは天引きされない普通徴収、自分で納める人たちですけれども、年金の年額が18万円にも満たない非常に低所得の方たちだと思いますけれども、国の制度ではこうした2年以上滞納すると1割の窓口負担を3割にしたりだとか、あるいは保険給付を制限するようなペナルティー制度があるわけですけれども、本市では、こうした2年以上保険料を滞納した

人に対してそういうペナルティー措置をとっていらっしゃるのでしょうか。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 そういった方でサービスを利用する方がいるとすれば、そういう形になるかと思いますが、実際問題として平成28年度につきましては、そういったサービスの負担割合がふえたという方はいないというふうに記憶しております。

○坂本幸一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうすると、介護サービスを受けていないというこういう人たちだということで、ひょっとしたら受けたいけども受けられないというような人たちかもしれませんので、その辺の調査というか状況把握をお願いしたいと思います。

本来であれば、こうした方たちは生活保護で対応すべき人たちだと思いますけれども、その辺も含めながらこの低所得者の方たちに対する対応というのをよろしく願いして、質問を終わります。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 介護予防・生活支援サービス事業についてお伺いします。

要支援1・2の認定を受けた方及び生活機能評価チェックリストで該当になった方の運動機能とか栄養改善教室、口腔機能向上教室の参加者が実績として少なかったと。それはなぜかというのが、該当する人がいなかったためということですが、これは実際にいなかったのか、参加する人がいなかったのか、お伺いします。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 総合事業の中で、先

ほど要支援者の方が利用しているデイサービスだったりヘルパーの部分については、それまでの方が同じように認定の月ごとに移行してきておりますので、そういった方が少ないということではなくて、前に介護予防事業が一般的な65歳以上の高齢者を対象とした1次予防というふうな部分と、より介護の状態に近い、手をこまねいているとそういった状態に陥る危険があるというふうな方に対して、運動機能であったり栄養教室、それから口腔機能向上ということで短期間の集中的な教室等を開催して救っていたというふうな実態がございます。

それは対象者を把握する際に、65歳以上の高齢者で介護認定を受けていない方に対して、日常生活の圏域を中学校単位に分けて、宮川学区、それから南中学区、北中学区ということで、それぞれ時期を若干ずらしながら該当する方に対して通知を行って、その基本チェックリストにひっかかった方に対して声がけを実施をしてきたというふうな経過がございます。

ただ国のほうで、その効果が余りにも十分でないというふうなことでそういうやり方をやめるというふうな形になったものですから、ではどういった方をチェックリストで拾うのかといった場合には、窓口等に相談等に来た方とか、例えば民生委員が回っていてちょっと心配だといったような方を紹介いただいて、その都度チェックリストをかけて御希望に応じてそういう教室を開くというふうな流れに変わったということでございまして、それが少なかったというふうな状況でございます。

○坂本幸一委員長 棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 とすれば、今年度以降も同じような方向でチェック体制も進められるのかということと、あと、サロンなどにおける百歳

体操などの実施グループがふえているということで、運動機能向上については実質的な参加者、この支援サービスとは別だと思えますけれども、ふえていると思えますけれども、栄養改善、口腔機能などについても予防というものが非常に大切だと思うんですけども、その辺のいわゆる自主的なグループとかサロンとかでの積極的な事業展開などの予定はないのでしょうか、お伺いします。

○坂本幸一委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 それで、そういった栄養改善、口腔機能、運動機能の向上も含めて、対象者が余り出てこないというふうなことが1年間の結果で出てきましたので、実は平成29年度につきましては、介護認定を受けている方は75歳以上の方の3割ということで、よく70歳を過ぎると要介護認定者数がふえてくるというふうな傾向がありますので、平成29年度については、70歳と71歳の方を対象に、先ほど言ったようなチェックリストを郵送させていただいて、その中で口腔機能であったり栄養改善が必要な方等をピックアップしまして、事業を今後進めていくということで対応しているところでございます。

また、サロンなどでそういった運動機能も含めた自主的な取り組みというのは、一般介護予防の中で、まずは百歳体操とかそういったもので集まる機会、閉じこもり防止も含めて体を動かす機会というふうなことを設けながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○坂本幸一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。  
以上で、議第47号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許しません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第47号平成28年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

~~~~~

**議第48号 平成28年度上山市  
浄化槽事業特別会計  
歳入歳出決算の認定  
について**

○坂本幸一委員長 次に、議第48号平成28年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、平成28年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

なお、説明に当たりまして、前年度決算額との比較増減を申し上げますが、千円単位とさせていただきますので、御了承くださるようお願いいたします。

歳入から申し上げますので、決算書の39ページ、40ページをお開き願います。

初めに、1款使用料及び手数料について申し

上げます。収入済額は930万2,620円で、前年度に比べ9万9,000円の減、率にして1%の減でありました。収入未済額は10万320円となっております。

収入済額の内訳につきましては、1項使用料が929万9,020円、2項手数料が3,600円となっております。

2款1項繰入金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の430万円となっております。前年度に比べ40万円の増、率にして10.3%の増でありました。

3款1項繰越金について申し上げます。収入済額は調定額と同額の161万8,022円となっております。前年度に比べ6万円の減、率にして3.6%の減でありました。

4款諸収入1項市預金利子について申し上げます。収入済額はありませんでした。

以上の結果、歳入合計では、予算現額1,530万円、調定額1,532万962円、収入済額1,522万642円、収入未済額10万320円となったものであります。

歳入決算額は前年度に比べ24万1,000円の増、率にして1.6%の増でありました。

次に、歳出について申し上げますので、次のページをお開き願います。

初めに、1款浄化槽事業費1項浄化槽管理費について申し上げます。支出済額は808万6,562円で、前年度に比べ18万3,000円の増、率にして2.3%の増でありました。需用費の修繕料などが増加したことによるものであります。不用額は150万3,438円となっております。

2款1項公債費について申し上げます。支出済額は545万8,414円で、不用額は586円となっております。

3款1項予備費について申し上げます。支出  
済額はありませんでした。不用額は25万1,  
000円となっております。

以上の結果、歳出合計では、予算現額に対し、  
支出済額は1,354万4,976円、不用額  
175万5,024円となったものであります。  
歳出決算額は前年度に比べ18万3,000円  
の増、率にして1.4%の増でありました。

歳入歳出差引残額は167万5,666円と  
なり、全額を平成29年度に繰り越したもので  
あります。

以上で平成28年度上山市浄化槽事業特別会  
計歳入歳出決算について補足説明を終わります  
が、よろしく願い申し上げます。

○坂本幸一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第48号議案に対する質疑を終結  
いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許しま  
す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第48号平成28年度上山市浄化槽事業特  
別会計歳入歳出決算の認定については、原案の  
とおり認定すべきものと決することに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本幸一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり認定すべ  
きものと決しました。

~~~~~  
散 会

○坂本幸一委員長 本日はこの程度にとどめ、  
10月2日は午前10時から会議を開くことと  
し、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時53分 散 会